



学校法人ふたば学園 幼稚園型認定こども園 川崎ふたば幼稚園

2025(R 7)年度

重要事項説明書

目次

1 事業者の概要	2
2 名称・所在地等	2
3 施設の概要	2
4 運営方針・目的	2
5 教育・保育目標	3
6 利用定員等	3
7 提供する教育・保育の内容	4.5.6
8 給食について	6
9 預かり保育(ピンクさん)・延長保育について	7
10 職員の職種、員数等	8
11 保護者との連携について	8
12 地域および関係機関との連携	9
13 利用者負担額等	10
14 利用の開始に関する事項	11
15 利用の終了に関する事項	11
16 退園および利用契約解除	11.12
17 転園について	12
18 怪我の対応について	12
19 与薬について	12
20 疾病に関する事項	12
21 緊急時における対応方法および非常災害対策	13
22 要望、相談の受付	14
23 保険に関する事項	14
24 虐待の防止に関する事項	14
25 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項	14.15
26 利用にあたってのその他の留意事項	15

認定こども園 川崎ふたば幼稚園 重要事項説明書

(令和6年10月現在)

1 事業者の概要

事業者の名称	学校法人 ふたば学園
代表者氏名	理事長 小川 哲也
設立年月日	昭和29年12月1日 (法人設立日 昭和55年10月1日)
事業者の所在地	川崎市川崎区大師河原2丁目3番20号
事業者の連絡先	044-277-6533

2 名称・所在地等

名称	学校法人 ふたば学園 認定こども園 川崎ふたば幼稚園
所在地	川崎市川崎区大師河原2丁目3番20号
電話番号	TEL 044-277-6533 FAX 044-266-3577
設立年月日	令和7年4月1日
園長氏名	小川 哲也
嘱託医(内科)	鈴木医院 (2号認定部分の嘱託医については12月頃決定予定)
嘱託医(歯科)	高松歯科医院
保育事業	預かり保育、延長保育

3 施設の概要

敷地面積	1838㎡
建物	重量鉄骨造 地上階数 一部3階建 延べ床面積 1078.69㎡、1312.83㎡
設備の内容	冷暖房、厨房 (R8より設置予定)
園庭	680㎡

4 運営方針・目的

運営の方針	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下、「認定子ども園法」という。）第2条第7項及び第9条に基づき、教育及び保育を一体的に行い、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育て支援を行うことを目的とする。園児の最善の利益を考慮しつつ、その生活を保障し、保護者と共に園児を心身ともに健やかに育成するものとする。本園は私立幼稚園由来の「私立」であり、「幼稚園」であるという大本の土台を大切に運営していく。子どもを中心に子どもの幸せを第一に考えた園運営を行なっていく。そのために建学の精神に基づき、当園の教育目標や大切にしたい項目を踏まえながら教育機能に重点を置き、保護者の理解と協力を得ながら質の高い教育、保育を提供していきたい。
目的	本園は学校教育法第22条、及び第33条に基づき幼児を保育し、適切な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

5 教育・保育目標

3,4,5歳(教育・保育目標)

- ・心身ともに存分に遊べる子ども
- ・頑張る子ども
- ・科学することを楽しむ子ども ※1
- ・秩序を心地よく思える子ども
- ・自分を大切にすると共に、周囲の人も大切にできる子ども

これらの目標を、幼稚園型認定こども園のため、幼稚園教育要領に基づき実施する。そして個々の子どもとクラスの状況に応じて教育や保育内容を改善し、環境を通して実践する。子どもの園生活における結果を求めるのではなく、その「過程」を大切に教育及び保育を行う。

教職員は教育及び保育の質の向上を図り、自己評価と研修によりその改善に努める。

※1

遊びや実体験を通して、疑問を感じたり、工夫したりすることを「科学する」と表現しています。これが幼児にとっての「学び」と考えています。

(1)特別支援の必要な子どもの教育・保育

特別な支援を要する園児が、他の園児と共に教育及び保育が受けられるよう配慮する。その際、子どもの育ちを保障できるよう、保護者の方との協力体制をとる。

また保護者に対して「専門機関との連携」や「補助申請書類提出」を要望・要請することがある。

6 利用定員等（募集定員とは異なります）

R7年度	3歳児	4歳児	5歳児	合計
1号	30	16	30	76
2号	10	9	21	40
学級編成	2	1	2	

1号について希望者が募集定員を上回った場合には先着順と致します。なお、弟妹枠を優先いたします。

7 提供する教育・保育の内容

(1) 教育・保育を行う日、及び保育時間と休園日について

	1号認定	2号 認定	
		保育短時間(8h)	保育標準時間(11h)
開園日	月曜日から 金曜日まで	月曜日から 金曜日まで	
教育・保育 提供時間	9:00~14:00 (水曜日は11:00まで)	8:30~16:30 (標準教育時間9:00~14:00)	7:30~18:30 (標準教育時間9:00~14:00)
預かり保育 延長保育	朝 7:30~ 8:20 夕 14:00~17:00 ※水曜日 11:00~17:00	朝 7:30~ 8:30 夕 16:30~19:00	18:30~19:00
休園日	・土曜日、日曜日、国民の祝日、 ・川崎市制記念日 ・園行事の振替休園 ・夏季休業日 7/15~8/31頃 ・冬季休業日 12/18~1/7頃 ・春季休業日 3/18~4/8頃 ・非常時に応じて園が指定した日 ・その他園長が必要と認めた日 ※長期休園日は曜日や祝日の関係で、年度により変更する場合があります。	・土曜日、日曜日、 ・国民の祝日、 ・年末年始休暇 12/29~1/3 ご理解、ご協力を頂きたい日 ・年度末(3/31(次年度準備日)) ・非常時に応じて、園が指定した日	・土曜日、日曜日、 ・国民の祝日、 ・年末年始 12/29~1/3 ご理解、ご協力を頂きたい日 ・年度末(3/31(次年度準備日)) ・非常時に応じて、園が指定した日

(2) 2号認定児について

保育日、保育時間は就労証明に応じた曜日、時間とします。そのため、保護者が就労でない日（仕事が休みの日）については本来「家庭保育日」となります。

ですが、川崎ふたば幼稚園は教育を行う「幼稚園」として、連続し継続した教育活動を行うことが「幼児期の教育」として必要との観点から、「家庭保育日にあたる日」に関しては、2号認定児も標準教育時間(9:00~14:00)に限り、教育活動を受けることができる事と致します。ただしそれを超えての利用はできないものと致します。

また、通常の保育日においても「就労証明の範囲内」で標準教育時間の保育を受けられますが、就労以外の目的で標準教育時間を超えての利用はできません。

就労状況の確認のため、就労証明やシフト表の写しの提出をお願いすることがあります。あくまで任意ですが、教育・保育の円滑な遂行のため、また園と保護者の方の信頼関係構築のため、ご理解くださるようお願いいたします。

○開園日・休園日についての基本的な考え方

* 開園日

- ・月曜日から金曜日とします。

* 休園日

- ・土曜日・日曜日
- ・国民の祝日に関する法律に規定した休日
- ・年末年始(12/29~1/3)
- ・非常時に応じて園が指定した日
- ・お盆休みなどで勤務先が休業の場合は、標準教育時間の設定が無い場合「休園」頂きます。

* ご協力いただきたい日

- ・年度末（次年度準備日）

本来開所日ではあるのですが、次年度受入準備のため、預かり保育の利用を控えるなど、ご協力ください。

(3) 1号認定児について

○「預かり保育（ピンクさん）」について

- ・1号認定児の「預かり保育」はその利用に際して、就労の有無を問わず、設定された時間の範囲で利用できます（当日までの申込みで利用可能）。
- ・夏季、冬季、春季休業期間中の預かり保育は「就労支援のみ」以外の日において、利用することができます。就労支援のみの日については各休業1ヶ月前までに「長期休業中の預かり保育予定表」にてお知らせします。

○開園日・休園日についての基本的な考え方

* 開園日

- ・月曜日から金曜日とします。

* 休園日

- ・土曜日・日曜日
- ・国民の祝日に関する法律に規定した休日
- ・川崎市制記念日
- ・園行事の振替休園日
- ・夏季休業日、冬季休業日、春季休業日
- ・非常時に応じて園が指定した日

(4) 年間の行事予定

月	行事内容等
4月	春季預かり保育、入園式、始業式、こいのぼり作り、年長児米作り、お誕生会
5月	こどもの日、健康診断、歯科健診、年長児田植え、保育参観、お誕生会
6月	避難訓練、年長児ろうけつ染め、プール遊び、観劇、お誕生会
7月	プール遊び、お誕生会、個人面談、終業式、年長児お泊まり保育、夏期預かり保育、
8月	夏季預かり保育、夏祭り、夏期保育、お誕生会
9月	始業式、避難訓練、十五夜、お誕生会、運動会、
10月	お誕生会、健康診断(2号認定児)
11月	菊花展、お誕生会
12月	お遊戯会、お誕生会、個人面談、遠足、終業式、冬季預かり保育
1月	冬期預かり保育、こま大会、凧あげ、お誕生会、健康診断(2号認定児)
2月	節分、あそびと造形展、年長児おわかれ遠足、お誕生会
3月	ひな祭り、おわかれパーティー、お誕生会、卒園式、終業式、春季預かり保育

○保護者の方の行事の参加について

教育活動の一環として、保護者の参加を平日に設定することがあります。年度はじめに年間行事予定表でお伝えしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

入園式（該当保護者のみ）

保育参観（全保護者）

個人面談（該当保護者のみ）

夏祭り（全保護者）

運動会（全保護者）雨天順延の場合、平日開催となります。

お遊戯会（全保護者）

遠足（送り迎え 全保護者）

あそびと造形展（全保護者）

卒園式（該当保護者のみ）

(5) 健康診断等について

	1号	2号
健康診断	1回（年）	入園前および3回（年）
	内科検診は園医。歯科検診は委託歯科医が行います。診断の結果は必要に応じて保護者に連絡します。	内科検診は園医。歯科検診は委託歯科医が行います。診断の結果は必要に応じて保護者に連絡します。
身体計測	毎月	毎月
	体重・身長計測を行います。計測の結果は出席ノートに記入し、保護者へ報告します。	体重・身長計測を行います。計測の結果は出席ノートに記入し、保護者へ報告します。

(6) 課外教室について

川崎ふたば幼稚園では以下の課外教室と提携を行っており、幼児（1、2号認定児）が任意で利用することができます。

- ・ピアノ教室（火曜日 安藤先生 金曜日 荘先生）
- ・スポーツクラブ（株）エルステップス（火曜日 川崎先生 木曜日 根井先生）
- ・ECCジュニア（金曜日）

8 給食について

令和7年度においては（株）エンゼルフーズによる仕出し弁当を利用、アレルギー対応可
園より保護者の方へのお願い ・お子さんに食物アレルギーがある場合は、個別に相談の上、医師による診断書を提出して下さい。 ・遠足や園外保育など、ご家庭でお弁当を用意していただく場合があります。 ・食育活動として、栽培している野菜を食べたり、子どもと保育者でクッキングをして調理したものを食べることがあります。アレルギー等がご心配な方は事前にご相談ください。 ・欠席の予定があらかじめわかっている場合は、前月に園よりお知らせが行きましたらお申し出ください。それ以降は返金ができないため、お気をつけください。

1号認定児においては金曜日（行事先は水曜日になる場合有）に給食があります。他の曜日（月・火・水・木）も希望があれば、給食を注文することができます。前月に希望をとりますので代金を添えて、お申し込みください（申し込んだものについては返金できませんのでお気をつけください。）

9 預かり保育(ピンクさん)・延長保育について

教育時間後は家庭的な雰囲気の中でしっかり遊び尽くすことで、心も体も満たされ、さらにこどもの生活リズムを整えることにつながります。クラスの友達とは違う、異年齢との関わりのなかでゆるやかに人間関係の幅を広げていくことを大切にしています。

○時間、費用

*1号・新2号 1日教育日

時間	7:30～8:20	14:00～15:00	15:00～17:00	17:00～19:00
有・無	○(要相談)	○	○	○(新2号のみ)
料金	¥50(10分)	頂きません	¥50(10分)	¥60(10分)

1号は17:00、新2号は19:00の最終利用時刻を過ぎた場合は10分につき¥500の延滞料金が発生します。

*1号・新2号 午前教育日(昼食持参)

時間	7:30～8:20	11:00～12:00	12:00～17:00	17:00～19:00
有・無	○(要相談)	○	○	○(新2号のみ)
料金	¥50(10分)	頂きません	¥50(10分)	¥60(10分)

1号は17:00、新2号は19:00の最終利用時刻を過ぎた場合は10分につき¥500の延滞料金が発生します。

*1号・新2号 長期休業中

時間	7:30～8:30	8:30～17:00	17:00～19:00
有・無	○(要相談)	○	○(新2号のみ)
料金	¥500(1h) 1ヶ月で計算し、分単位は切上げ	¥500(1h) 1ヶ月で計算し、分単位は切上げ	¥500(1h) 1ヶ月で計算し、分単位は切上げ

*2号

時間等	30分延長	1時間延長	1時間30分延長	2時間延長	補食代
費用	¥1000	¥2000	¥3000	¥4000	¥1500
対象者	保育短・標準時間ともに	保育短時間のみ	保育短時間のみ	保育短時間のみ	18:30を超える場合のみ

- ・上記(*2号)金額は、実際の毎日の利用の有無に関わらず、延長保育登録をしていることをもって、月額でお支払いいただきます。なお登録した時間を過ぎて延長保育を利用した場合、追加で月額¥1000(30分ごと)を請求いたします(主に「保育短時間」の方が対象となります)。延長保育の必要がなくなった場合は必ず、解除申請を行なってください。
- ・利用時間は入園前に開所時間(7:30～19:00)内である事を前提に、就労時間と移動時間とを総合して「利用可能」とすると相互に合意して決定します。保護者は送迎が開所時間を越えることのないようにして下さい。
- ・もし遅延回数が多いと園長が判断した場合には就労状態の改善を求めることとします。
- ・改善が見られない場合は、本施設の利用条件に合わないものとみなし、他施設への転園を促します。

10 職員の職種、員数等

園長	1人	運転手	1人（外部委託）
副園長	1人	園医	1人(非常勤)
主任	1人	園歯科医	1人(非常勤)
保育教諭	7人（非常勤含む）	園薬剤師	1人(非常勤)
保育補助 教諭	7人（非常勤含む）		
看護師	1人		
事務員	1人		

- ・教職員の体制は変動する場合がありますが、市が条例で定める教育及び保育の提供に必要な人数を配置します。
- ・常勤、非常勤の内訳は変動することがあります。また勤務ローテーションにより、各教職員の勤務日、勤務時間は異なります。
- ・各担任、担当は病気・家庭における出産・育児・介護等の事情が発生した時には、他の者に代わることがあります。予めご了承ください。

11 保護者との連携について

質の高い教育、また安全・安心な保育環境を提供するためには保育者と保護者との間に信頼関係の構築は不可欠です。保護者との信頼関係構築のために、当園では以下のような取り組みを実施しています。

園からのお知らせは以下のように行います。スマートフォン、PCをご用意ください。

Google フォーム	欠席・検温
Google classroom	園だより、各種お知らせ、動画
急いでメール	各種お知らせ
バス運行	なんらかの連絡アプリを使う予定
30days Album	日々の写真
出欠、連絡等アプリ	なんらかの連絡アプリを使う予定

12 地域および関係機関との連携

当園では地域における各関係機関と連携し、子育て環境の充実に向けて取り組んでいます。

(1)川崎市および川崎区役所

- ・川崎市、川崎区の子育て支援メニューの保護者への紹介
- ・川崎市、川崎区の各専門家を講師とした育児関連の講演会、相談会の開催
- ・各種講演会への参加や、講師として地域の子育て世帯に必要な情報を提供

(2)療育センター

- ・発達の気になる子や特別な配慮の必要な子を専門家の目で捉えていただき、子どものために今できる最善の方法を保護者にも伝えていただけます。
- ・センターの先生が保護者が了承のもと来園し、様子を観察するなどして、入園前や入園後に園児の情報交換や、意見交換を行なっています。

(3)川崎市内の小学校

- ・卒園児について、幼小接続を意識した意見交換を行なっています（当園園長や・教員による小学校の授業や行事の参観や意見交換会への出席他、小学校の先生が来園し、情報交換を行う等）

(4)川崎市幼稚園協会

- ・同協会が提供する保護者向け子育て相談サービスの紹介
- ・同協会が主催する研修会、研究会への教職員の積極的参加

(5)神奈川県私立幼稚園連合会

- ・同連合会が主催する研修会、研究会への教職員の積極的参加

(6)全日本私立幼稚園連合会・教育研究機構

- ・同連合会・機構の関係者評価等の評価システムを利用予定
- ・研修プログラムおよびシステムを利用予定

(7)地域開放事業等(一部有料)

プレ教室、園庭解放デー、ベビーサイン教室、子育て相談等の開催

13 利用者負担額等

(1)利用者負担額 本園利用に関わる納付金は以下の通りとします。

	1号	2号	備考
入園時納付金			
入園受け入れ準備費	54000	54000	入園手続きに関わる事務経費、人件費。園児として受け入れるための事務手続き・人員配置等に要する費用に充てます。一度納入された入園受け入れ準備費は返金致しません。
施設設備費	63000	63000	・永続的に良質の教育環境を維持するための、設備更新投資や園地拡張、教育環境充実に要する費用に充てます。 ・「転勤により通園できない」理由が生じた場合は、2025年3月31日までの平日に、勤務先より発行された証明書を持参された方に限り、施設整備費を全額返金致します。 ・退園される際は月割りで返金いたします。 ・教材、制服代金も未開封であれば返金致します。（特注、100サイズの制服の場合、返金できない場合もあります）。
教具・制服関係	46000程度	46000程度	個々で金額が異なります。 同じものをお持ちなら、購入不要。一部の教具は全員購入。
年額(4月納付)			
預かり金3歳児 4歳児 5歳児	10000 10000 15000	10000 10000 15000	・遠足、年長児お泊まり保育費用、おわかれ遠足費用、卒園アルバム費用、週1の給食時に忘れた場合の使い捨てカトラリー費用等に使用。 ・卒・退園時に残金を返金。 ・卒園まで1年に満たない時期に入園した場合は、25000円を入園時に徴収。 卒/退園時に残金を返金。
月額			
基本保育料	0	0	1号2号の基本保育料は、幼児教育無償化により一律無償（¥25700）。
教育保育充実費	5000	5000	里帰り出産等による「一時休園」はできません。本園に在籍しつつ、里帰り等される際には、教育保育充実費を納入していただきます。
主食＋副食費		350(1食)	・食材料・給食維持管理(水道高熱、給食設備、減価償却等) 食育活動の費用です。(副食費免除対象者には副食費の返還有) ・自然災害等により給食が提供されなかった場合は、給食の振替・返金等はありません。園の都合により、提供できなかった場合、給食の振替、返金等の対応を行います。
学期ごと徴収			
給食費(毎週金曜)	350(1食)	0	あらかじめ欠席がわかっていて、前月までに申し出があった場合のみ返金できます。
利用者のみ徴収			
送迎バス運行協力費用	3000	3000	・バスの運行は遅延が発生する場合があることをご承知の場合、2号の方もご利用できます。 ・バス運行協力費36000円を12ヶ月で割っておりますので、8月もお支払いいただきます。片道利用の場合は半額となります。
注文弁当	350(1食)	0	前月中旬に翌月の希望をお尋ねします。希望される方は代金を添えて申し込みください。一度注文したものは返金できません。
希望者のみ			
写真販売			「はいチーズ」カメラマンによる写真販売。希望者のみWEBにて注文。なお、業者は変更となる場合があります。
ビデオ販売			「スマイルピクチャーズ」による行事のビデオ販売。希望者のみ代金を添えて、注文。なお、業者は変更となる場合があります。
ビデオ販売			「スマイルピクチャーズ」による行事のビデオ販売。希望者のみ代金を添えて、注文。なお、業者は変更となる場合があります。

14 利用の開始に関する事項

(1)当園の入園申込に際しては、当園の運営方針、提供する教育・保育の内容について予めご確認されたうえで申し込みください。

(2)当園の利用の開始に際しては、保護者と当園間で利用契約を締結することが必要です。

(3)入園受け入れに際しての留意事項

- ・特別な支援が必要な子どもの状況と、施設・事業の受入能力・体制との関係

特別な支援が必要な子どもの受入に際しては、登園において通常の人員配置に追加して教職員を配置することや、施設面における特段の配慮などが必要になる場合があります。申込状況を総合的に判断して、十分な教職員配置、施設整備が困難であると判断した場合、入園をお断りさせていただくことがあります。また入園後でも特別な支援が必要で、且つ受入が難しいと判断した場合には通園を再考することがあります。

- ・専門機関との連携をすることで受入が可能となることもあります。

お子さんの将来のためにも、速やかに受診することが大切と考えます。また、子どもの状況によっては集団での活動が時期尚早の場合もあります。その様な時には入園を留保することもあります。園の支援環境の維持のために、神奈川県および川崎市への補助申請を行うことがあります。申請の際に[保護者の同意][診断書][療育手帳の写し]などご協力いただく様になります。ご承知おきください。

- ・入園児徴収金、施設整備費等の滞納

入園手続きの際に納付していただく入園時徴収金、施設整備費等について滞納がある場合、入園をお断りさせていただくことがあります。その場合でもお支払いいただいた納入金はお返しできません。

- ・その他の理由

入園手続きにおいて重要事項説明に対する同意がいただけない場合など、当園が必要と考える手続きが期限内に完了しなかったなどの事象が発生した場合には、入園をお断りさせていただくことがあります。

15 利用の終了に関する事項

(1)園児が所定の全課程を修了したと認めた時は修了証書を授与します。1号認定枠児は卒園式、2号認定枠児は3月末日をもって、当該園児は卒園とします。卒園により当園の利用は終了とします。

16 退園および利用契約解除

(1)契約期間の途中で退園を希望する保護者は、退園希望日の1ヶ月前までに退園届を提出してください。

(2)誓約書や次のいずれかに該当する場合は、園長の判断により退園させることがあります。

- ・園への提出書類で虚偽の申請をした方。
- ・著しく本園の幼児教育・保育や業務の妨げになる様な行為のある方。
- ・他の園児や保護者に強い不安を与える様な言動が見られる方。
- ・園に保護者自身や我が子への特別待遇やその他不当な要求をされる方。
- ・利用継続において重大な支障または困難が生じた時。
- ・保護者が施設や保育に従事する職員又は他の利用者に対して重大な背信行為を行う等、施設の運営に重大な支障が生ずる時。
- ・その他、当園の保護者・園児として不適切な言動をされていると園長が判断した方。

(3)2号認定児が支給認定の要件に該当しなくなった時。

(4)納付金の滞納が3ヶ月続いた時。

※利用者の事情で退園を申し出た場合、月の途中でであっても、その月の利用者負担額および特定の負担額を全額支払うものとします。

17 転園について

(1)転居等により他の教育・保育施設等への転園を希望する時は、転園希望月の1ヶ月前までに退園届を提出してください。

18 怪我の対応について

子どもたちは能動的な遊びの中で様々なケガに遭遇し、その経験から慎重さを身につけます。そのような意味で「小さなケガは大きなケガの最大の予防」であると考えています。大らかな大人の見守りの中で心ゆくまで遊び、小さなケガも経験することが、育ちには重要だと考えています。子どもの安全を第一に考え保育を進めておりますが、万が一怪我を負った場合には、応急処置の上、園長・看護師が判断し、保護者の皆様に連絡を取った上で病院の受診をしております。緊急を要し保護者の方と連絡がつかない場合は、受診を優先する場合があります。その場合、連絡がつき次第保険証を持参し病院へお越しください。

19 与薬について

認定子ども園での園児に対する与薬は法律に定める「医療行為」となるため、原則として行いません。ただし、抗けいれん剤(ダイアップ坐薬)とエピペンに関しては、2号認定児は川崎市健康管理委員会の審議を経て、1号認定児は園長、副園長、看護師、主任教諭と相談の上、薬をお預かりする場合があります。

与薬の基本的な指針は川崎市保育園健康管理マニュアルの見解に準拠しています。

20 疾病に関する事項

- ・以下の様な症状がある場合は、該当園児は休園していただきます。

発熱 元気がない 十分な睡眠がとれていない 咳がとまらない 下痢や嘔吐がある
解熱後24時間すぎていない 発疹が出ている 感染症の疑いがある なぜか機嫌が悪い
(このような症状の時は、安静にして様子を見るか、病院にて受診してください)

- ・保育中の急病

保育時間中の発熱や急病の場合は保護者に連絡をしますので、お迎えにいらしてください。

- ・「AED(自動体外式除細動器)」を職員室に設置しています(大人・子ども兼用)。

21 緊急時における対応方法および非常災害対策

管轄消防署	臨港消防署
管轄警察署	川崎臨港警察署
防火管理者	土井 恵理子
避難・消火訓練	毎月実施 総合訓練（地震・火災 洪水）
防災設備	消防法に定められている防火設備を設置している。 ・自動火災報知器 ・誘導灯 ・非常警報装置 ・非常用電源 ・その他カーテンや敷物、建具等の防災処理
緊急時・非常時等の対応	各警報が発令された場合は、判断の上休園の対応をとる場合がある。

(1)地震発生時の対応について

地震発生時	園児の状況	園の対応
川崎市において震度6弱以上が観測された場合	登園前	休園
川崎市において震度6弱以上が観測された場合	在園時	園から連絡がなくても、お子さんをお迎えにいらしてください。

震度6弱未満でも、園に甚大な被害があり、お子さんを安全にお預かりできないと園長が判断した場合は、川崎市と協議の上、休園となることがあります。

(2)暴風警報、洪水警報、特別警報発令時の対応について

認定こども園の特性上、支給認定により対応が異なりますので、ご確認ください。

○1号認定児

学校教育法上の施設・園児として位置付けられるため、小学校等と同等の基準です。

- ・朝6時の時点で川崎市に暴風警報、洪水警報、特別警報が発令している場合は休園となります。
- ・その他の対応については随時、連絡アプリによりお知らせいたします。

○2号認定児

児童福祉法上の施設・園児として位置付けられるため、小学校等との判断とは異なります。

- ・暴風警報や洪水警報、特別警報が発令した場合も、川崎市より開所が義務付けられてます。登園される場合は、園児の安全を第一に各ご家庭でご判断ください。ただし、園児や保護者の方、また職員に重大な危険が生じる可能性がある場合は、川崎市と協議の上、園長の判断により休園とすることがあります。

(3)緊急避難場所について

災害が発生し、園が火災や倒壊した場合など、万が一の際は次の場所に避難します。

大師中学校 〒210-0811 神奈川県川崎市川崎区大師河原2丁目1-1

22 要望、相談の受付

相談窓口	受付担当者：副園長 小川 敬子 解決責任者：園長 小川 哲也 連絡先： 044-277-6533
第三者委員	鎌倉女子大学短期大学部学部長 鎌倉女子大学短期大学部初等教育学科教授 小泉 裕子 連絡先： 045-785-9674

23 保険に関する事項

保険の種類	施設賠償責任保険 生産物賠償責任保険
-------	--------------------

24 虐待の防止に関する事項

(1)当園は、園児の人権の擁護、虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。

- ・虐待を防止するための職員に対する研修の実施
- ・園児の家族からの苦情処理体制の整備
- ・その他虐待防止のために必要な措置

(2)当園は、開園時間中に職員又は保護者による虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

25 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

(1)守秘義務の遵守

当園では個人情報保護法に従い、個人情報を適正に取り扱うよう努めています。事業者および教職員は業務上知り得たご利用者およびご家族の情報を第三者に漏洩することは致しません。この守秘義務は園児が当園を卒園した後も継続します。

事業者は教職員に業務上知り得た園児又はその家族の秘密を保持させるため、教職員である期間および退職後においてもその秘密を保持するべき旨を、教職員との雇用契約の内容とします。

(2)個人情報の取扱いについて

当園は特定教育・保育の提供に際して、園児及びその保護者等に係る個人情報について、以下の目的のために、必要最小限の範囲内において使用します。

- ・小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園にあたり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ・他の施設等へ転園する場合において、他の施設との間で必要な情報提供を行うこと。
- ・緊急時において、病院その他の関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

また当園では行政への請求義務に関連して、保護者のご家庭の市民税負担額に関する情報をお預かりすることとなります。これらの個人情報は、上記請求業務以外での目的では一切使用いたしません。

(3)保護者の皆様へのお願い

当園の敷地内や当園の活動時間内において保護者が写真、動画、音声等の撮影を行うことを禁止します。行事等で写真撮影が許可されている場合においても、他児が写り込む可能性もあるため、SNS等での発信は控えください。

(4)写真掲載について

当園では、子どもたちの日々のいきいきとした姿や育ちを写真を通して保護者やご家族へお伝えし、また保育の質を高めるための研究や、社会に対して幼児教育の価値を知っていただくための発信を行う場合があります。入園にあたり以下のことにご同意いただいております。

- ・ 保育中の園児、来園された保護者、ご家族の写真撮影
30Days Albumのサービスを利用し、パスワードを知っている方のみ閲覧できます。
- ・ ホームページやブログ、SNS（当園のFaceBook、Instagram）への掲載
SNSでの発信においては子どもたちの表情が届けられないのは残念ですが、
昨今の社会情勢に鑑み、顔と名札はスタンプで加工しております。
ブログは顔写真が出てるものはパスワードをかけております。
- ・ Google classroomを利用した動画公開
- ・ 園が提供している写真・動画サイトに対するパスワードは第3者に知らせないようお願いします。

26 利用にあたってのその他の留意事項

利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

教育・保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

設置者 認定こども園 川崎ふたば幼稚園

設置者住所 川崎市川崎区大師河原2丁目3番20号

園長 小川哲也

本書面に基づき、認定こども園川崎ふたば幼稚園の利用にあたっての重要事項に関する説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所：

園児氏名：

保護者氏名：

園児から見た続柄：

教育・保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

設置者 認定こども園 川崎ふたば幼稚園

設置者住所 川崎市川崎区大師河原2丁目3番20号

園長 小川哲也

本書面に基づき、認定こども園川崎ふたば幼稚園の利用にあたっての重要事項に関する説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所：

園児氏名：

保護者氏名：

園児から見た続柄：